

喫煙可能室設置施設の届出をされた方へ

次の5つのポイントをしっかり押さえましょう

1) 2つの書類を備えていますか

- 客席面積がわかる図面
- 法人の場合、資本金額・出資総額がわかる書類

2) 2つの標識を掲示していますか

- ☆ 店舗の入口付近にわかるように「喫煙可能室設置施設標識」
- ☆ 室の入口付近にわかるように 「喫煙可能室標識」
- ★ さらに 店の広告や宣伝をするときは「喫煙可能」であることを明示

3) 20歳未満の人は立入禁止

4) 管理のための3つのポイント

- ◇ 室外から室内への気流は0.2m毎秒以上
- ◇ 室の区画
- ◇ たばこの煙は屋外へ排気

5) 変更届や廃止届もお忘れなく

～裏面もご覧ください～

1 既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類の届出施設への具備及び保存

(1) 床面積に係る書類

この書類は、「**客席面積がわかる**」寸法又は面積が記された図面等が必要です。
客席とは、「客に飲食をさせるために客に利用させる場所」をいいます。
客席面積は、店舗全体の面積から、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等の面積を差し引いた面積をいいます。

(2) 資本金額・出資総額に係る書類（法人の場合に必要な）

この書類は、資本金額・出資総額が記載された**登記書類**、貸借対照表、決算書、企業のパンフレット等のいずれか1つ以上が必要です。

（注） 本社等で書類の原本を管理する必要がある場合には、その写しを施設に備え、保管してください。

2 喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識の掲示並びに施設の広告・宣伝

喫煙可能室標識は、その部屋の入口付近の見やすい場所に掲示する必要があります。
喫煙可能室設置施設標識は、その施設の入口付近の見やすい場所に掲示する必要があります。

⇒ 標識は厚生労働省のHPから標識（例）がダウンロードできます。

(<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>)

QRコードはこちら



喫煙可能室設置施設である飲食店は、広告又は宣伝をするときに「喫煙可能」である旨を明らかにする必要があります。

3 喫煙可能室への20歳未満の人の立入禁止

施設の管理権原者は、喫煙可能室へ20歳未満の客及び従業者等を立ち入らせてはなりません。

4 適正な維持管理

- (1) 喫煙可能室外から室内に流入する空気の**気流が0.2m毎秒以上**であること。
- (2) 喫煙可能室が壁、天井等によって**区画**されていること。
- (3) たばこの煙が**屋外に排気**されていること。

これらの基準は、別の部屋や屋内の共用通路等へたばこの煙が流出しないようにするための基準です。

5 変更届、廃止届の提出

(1) 変更届出書の提出

施設の名称、法人の代表者、氏名、住所等、届出事項を変更した場合には変更届出書の提出が必要です。

(2) 廃止届出書の提出

届出した**飲食店等を廃止**したり、**屋内の全てを禁煙**にしたり、既存特定飲食提供施設に該当しなくなったりしたときには、廃止届出書の提出が必要です。

※ 詳細な情報はこちらへ： [なくそう！望まない受動喫煙](#) [検索](#)

問い合わせ先

倉敷市保健所 健康づくり課

〒710-0834 倉敷市笹沖 170 番地

TEL 086-434-9868

～「受動喫煙対策担当」にお声かけください。～